

Ⅲ 特別区児童相談所の設置に向けた検討

1 これまでの検討経過と取組状況の概要

《都区のあり方検討委員会における検討》

- 平成20年6月の都区のあり方検討委員会幹事会で、児童相談所は、「区へ移管する方向で検討する事務」と整理されたが、江戸川区で児童虐待死事件が発生したことを受けて、平成22年6月の幹事会において、区から、児童相談所のあり方について、他に先行して実務的な検討の場を設け、議論を進めることを申し入れた。
- 平成22年10月の都区のあり方検討委員会幹事会で、区の提案に対し、都から、今後、検討方法や検討体制などの詳細を事務的に調整したい旨の回答があった。
また、平成23年1月の幹事会で、都から、児童相談所の問題は緊急を要するということで、できるだけ早く検討体制等を調整して、実務的な課題の整理から始めることを確認しているので、是非その方向でやっていきたい旨の表明があった。
- その後、東日本大震災の発生により、都区の検討は見送られることになったが、区では、都との検討に備えて、区側の検討メンバー（部課長級職員）による勉強会を実施し、児童相談所移管の意義や移管に伴う課題と解決策の整理、児童相談所の視察を行った。
- このような経過を経て、平成23年12月の都区のあり方検討委員会で、都区間の連携や体制等について幅広く検討すべき課題として、検討委員会とは切り離して都区間で協議していくことが確認された。

《児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会における検討》

- 平成23年12月の都区のあり方検討委員会における確認事項を受けて、都区の実務者で構成する児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会が設置され、平成24年2月から、①現行の役割分担の下での課題と対応策、②児童相談行政の体制のあり方について検討が開始された。
- 平成25年1月の検討会で、一つ目の検討項目である「現行の役割分担の下での課題と対応策」について整理を行った。その際、都から、体制の議論にあたっては、区が児童相談所を担う場合の具体的なイメージが必要である旨の発言があった。
また、平成24年12月の区長会においても、児童相談所を移管した際の青写真を作成することが確認された。
- これを受けて、子ども家庭支援センター部会を中心に検討を行い、平成26年3月の検討会で、区から、『特別区児童相談所移管モデル』を提示した。
その後、検討会の中で、以下のようなやり取りが行われた。
◇平成26年5月、都が、『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解』を提示。
◇平成26年11月、区が、『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解に対する特別区の意見』を提示。

◇平成27年5月、区が、『「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について』を提示。

- このような検討を経た後、平成27年6月から11月にかけて、二つ目の検討項目である「児童相談行政の体制のあり方」について検討を行ったが、区が求めている児童相談所の移管に関しては、大きな進捗は見られなかった。
- 検討会と並行して、「特別区児童相談所移管モデルの具体化」の検討の中で、23区共通の課題として挙げられた事項について、関係部課長会で検討が行われた。また、区長による児童相談所・児童養護施設の視察が実施された。

《児童福祉法の改正》

- 都区の検討会で議論が行われている中、国においても、児童虐待の急増や自立が困難な子どもが増加している状況を踏まえて、社会保障審議会児童部会に設置された専門委員会で、新たな子ども家庭福祉のあり方について検討が行われた。
平成28年3月、専門委員会は、「現在の児童相談所設置に関して特別区を加え、特別区でも児童相談所を設置できる規定とする必要がある」とする内容を含む報告（提言）をとりまとめた。
- 専門委員会の報告（提言）を受けて、平成28年5月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。
この改正により、平成29年4月から政令で定める特別区が児童相談所を設置できるようになり、政府が法施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう必要な支援を実施することとされた。
- 区長会では、「改正法により、国が5年間を目途に行う児童相談所の設置に係る支援等の必要な措置が講じられている間に、準備が整った区から、順次、児童相談所設置を目指すこと」を確認し、現在22区が児童相談所の設置に向けて検討を進めることを表明している。

《児童福祉法改正後の取組状況》

【特別区児童相談所移管準備連絡調整会議の設置】

- 平成28年7月の区長会で、児童相談所の移管準備を進めるため、「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を設置することを確認し、関係部課長会で抽出・整理した課題のとりまとめ、児童相談所の移管に向けた全体のロードマップの作成等について、下命が行われた。

- これまでに連絡調整会議で整理、とりまとめ、区長会に報告された主な事項は、以下のとおりである。

【児童相談所の設置に係る政府の支援に対する要望】

- ◇平成28年9月、「児童相談所の設置に係る政府の支援に対する設置希望区からの要望」を整理し、区長会に報告。
 - ※ 同年同月、厚生労働省に要望

【児童相談所移管に係る課題の検討】

- ◇平成28年11月、関係部課長会で抽出した「児童相談所移管に係る課題」を整理し、区長会に報告。
 - ※ 課題は、「各区課題」・「共通課題」・「都協議課題」に区分
- ◇平成31年2月、関係部課長会で検討した「児童相談所移管に係る課題（「共通課題」・「都協議課題」）の対応策」をとりまとめ、区長会に報告。

【児童相談所開設に向けたロードマップの作成、見直し】

- ◇平成28年11月、設置希望区が作成した「児童相談所開設に向けたロードマップ」をもとに、設置希望区全体のロードマップをとりまとめ、区長会に報告。
- ◇都児童相談所等への派遣研修について、各区の希望数と実際の派遣数に大きな乖離が生じていることなどを踏まえ、平成28年11月に設置希望区が作成したロードマップを見直し、これをもとに設置希望区全体のロードマップの再整理を行い、平成30年2月、区長会に報告。

【児童相談所設置計画案のモデル的確認作業の実施】

- 平成29年6月から、3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）と都の間で「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」が開始され、3区の調整状況を他の設置希望区にフィードバックしながら、各区で設置準備が進められている。
- 平成30年11月から、3区と各所管児童相談所との間でケースの引継ぎが開始されている。また、平成31年3月から、3区と都の所管部署との間で児童相談所設置市事務の引継ぎが行われている。

【特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会における協議】

- 平成30年5月から、児童養護施設等の入所施設、里親、一時保護所の広域的調整に関する事項を協議するため、「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」を設置し、都と検討を行っている。

【児童相談所設置市の政令指定の政令指定に向けた厚生労働省との協議】

- 平成30年11月から、3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）と厚生労働省との間で、児童相談所設置市の政令指定に向けた事前協議を開始した。
- 平成31年4月、3区が厚生労働省に対し、児童相談所設置市に指定することを要請した。本年中には、3区を児童相談所設置市に指定する政令が公布される見込である。

【東京都児童相談体制等検討会における検討】

- 虐待相談対応件数が一貫して増加していることや目黒区で女兒虐待死亡事件が発生したこと等を受けて、都と区市町村合同の東京都児童相談体制等検討会が設置され、令和元年5月から検討が開始された。

2 児童福祉法改正までの検討経過

昭和61年 2月	○「都区制度改革の基本的方向」の中で、児童相談所に関する事務の移譲を都区で合意
平成 6年 9月	○国に提出する最終案として都区合意した「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」で、それまでの都による国との折衝で移管が困難と判断される事務（政令指定都市の事務等）のひとつとして児童相談所の移管を断念
	
平成20年 6月	○第13回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務について、区へ移管する方向で検討することで一致
平成22年 1月	○江戸川区で小学生の男児が両親から虐待を受け、死亡する事件が発生。
平成22年 6月	○第25回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所のあり方について、他に先行して実務的な検討の場を設け、移管とした場合の課題とその解決策、都区の連携のあり方等について議論を進めることを区から都に申入れ。
平成23年 4月 ↓ 平成24年 1月	○児童相談行政のあり方に関する都区の検討会に備えて、区側メンバー（部課長級職員）による勉強会を実施。 ・横須賀市児童相談所の視察 ・勉強会での検討状況（特別区が児童相談所を持つ意義、児童相談所を移管する際の課題と対応の方向性など）を整理、とりまとめ、区長会に報告。 *別紙1
平成23年12月	○第13回都区のあり方検討委員会において、児童相談行政のあり方について、都区が協力し、都区間の連携や体制等を幅広く検討すべき課題となっており、都区のあり方検討委員会とは切り離して、今後の検討の進め方等について都区間で協議し、別途整理していく必要があると確認。
平成24年 2月	○児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置し、①現行の役割分担の下での課題と対応策、②児童相談行政の体制のあり方について検討を開始。
平成25年 1月	○第2回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、現行の役割分担下での課題と対応策について、部会の検討結果を確認。都から、体制の議論にあたっては、区が児童相談所を担う場合の具体的なイメージが必要との発言。
平成25年 6月	○第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」の中で、「都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確保する等の観点から小規模な区の間では連携

	するといった工夫を講じつつ、移譲を検討すべき」と記述。
平成25年11月	○区長会総会で、「特別区児童相談所移管モデル」を了承。 *別紙2
平成26年 3月	○第3回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、区から『特別区児童相談所移管モデル』を提示。
平成26年 5月	○第4回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、都から『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解』を提示。
平成26年10月	○平成25年11月に策定した「特別区児童相談所移管モデル」を基本に、各区で具体化に向けた検討を行い、その結果をとりまとめ、区長会総会に報告し、了承。
平成26年11月	○第5回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、区から『「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解に対する特別区の意見』を提示。
平成27年 3月	○「特別区児童相談所移管モデル」の具体化に向けた検討の中で、23区共通の課題として挙げられた事項について、関係部課長会で検討を行い、区長会役員会に報告し、了承。
平成27年 5月	○第6回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、区から「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について説明し、以下の事項について確認。 *別紙3 ①「児童相談行政の体制のあり方」について検討を開始し、具体の検討は、課長級メンバーによる部会を中心に行うこと ②部会には、必要に応じてメンバーを追加できること。
平成27年 6月	○児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会部会で、「児童相談行政の体制のあり方」について検討を開始。3回にわたり都区双方の考え方についてフリートーキング。
平成27年 7月	○区長による児童相談所及び児童養護施設の視察を実施。 ・東京都児童相談所（児童相談センター、足立児童相談所、江東児童相談所） ・児童養護施設（クリスマス・ヴィレッジ、希望の家、東京家庭学校）
平成27年12月	○区長会正副会長が、厚生労働大臣及び雇用均等・児童家庭局長と面会し、意見交換。 ○区長会意見書「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案（たたき台）について」を提出。 *別紙4
平成28年 3月	○国の社会保障審議会児童部会に設置された「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」の中で、「原則として中核市及び特別区には児童相談所機能をもつ機関の設置を求め、財政的負担が大きいことや専門職の確保の困難さから設置をためらうことがないよう、国及び都道府県は中核市及び特別区の人的・物的基盤を積極的に援助する必要がある」と記述。 *別紙5 ○区長会会長コメント「社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福

	社のあり方に関する専門委員会報告について」を発表。*別紙6 ○国は、「政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする」という改正を含めた「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会へ提出。
平成28年 4月	○区長会総会で、「改正法により、国が5年間を目途に行う児童相談所の設置に係る支援等の必要な措置が講じられている間に、準備が整った区から、順次、児童相談所設置を目指すこと」を確認。
平成28年 5月	○「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、政令で定める特別区が児童相談所を設置することが可能に。*別紙7 ○区長会会長コメント「児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について」を発表。*別紙8

3 児童福祉法改正後の取組状況

(1) 区長会における取組

5月	○区長会総会で、「児童福祉法等の改正内容を踏まえ、26年度に各区で検討した「特別区児童相談所移管モデル」の具体化の検討について改めて調整を行い、あわせて、それぞれの区が想定するロードマップを作成すること」を確認。
6月	○区長会総会で、「児童相談所移管準備を進めるため、副区長会の下に、特別区児童相談所移管準備連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置し、当面、以下の事項について整理するとともに、都との協議体制等について調整すること」を確認。 ① 児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理 ② 児童相談所の移管に向けた具体化検討の再調整、ロードマップの作成
7月	○副区長会の下に、区の関係部課長等で構成する連絡調整会議を設置。 ＜所掌事項＞ ・ 関係部課長会との連絡調整に関すること ・ 東京都との協議に関すること ・ 児童相談所を移管するに当たっての課題に関すること ・ 児童相談所移管に向けた全体のロードマップに関すること
9月	○連絡調整会議で集約・整理した児童相談所の設置に係る政府の支援に対する「設置希望区」からの要望について、区長会へ報告。厚生労働省へ要望。
11月	○以下の事項について、連絡調整会議で集約・整理、とりまとめのうえ、区長会へ報告。 ① 児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理 ② 児童相談所の移管に向けた具体化検討の再調整 ③ 児童相談所開設に向けたロードマップの作成 ○区長会正副会長等が川澄副知事と面会し、児童相談所の設置が円滑

	に進むよう、支援と協力を要請。
1 2 月	○都から、「特別区の児童相談所の設置計画について（確認の進め方）（案）」が提示。その内容について、区長会へ報告。 ＜都の提案概要＞ ・区の計画案を確認するに当たっては、2～3区をモデル的に対応していくことが適当。当該区から計画案を提出してもらい、子供の最善の利益を確保するという観点から、当該区と都で一つひとつの課題について実務的に検証し、確認作業を進める。 ・当該区の調整状況については、適宜、他の設置希望区にフィードバックする。 ○区長会正副会長が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の円滑な移譲に向けた積極的な支援と協力を要請。
平成29年 2月	○区長会総会で、平成28年12月に都から提示のあった「特別区の児童相談所の設置計画について（確認の進め方）（案）」について、以下のとおり対応することを確認。 ・世田谷区、荒川区、江戸川区の3区をモデル的確認実施区として、計画案の確認作業を開始する。 ・モデル的確認実施区の拡大、広域調整が必要な事項等に関する都と設置希望区全体との協議の場の設置、人材の確保（都児童相談所への派遣研修の受入枠の拡大、児童相談所開設当初における都職員の区への派遣等）などについて、都へ要請する。 ※同年3月、上記区長会確認事項に基づいて、都に対して回答。 ○知事と特別区長との意見交換会（テーマ：「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」について）において、児童相談所の設置に対する協力を要請。
4月	○3月の区長会の回答を受けて、都から、「児童相談所設置計画の確認の進め方等について」が回答。 ＜都の回答概要＞ ・3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）との計画案確認作業を具体的かつ実務的に進めていく中で、調整等が必要な課題の共有が図られるため、まずは3区との計画案確認作業を着実に実施することを優先する。 ・平成30年度以降における都児童相談所への派遣研修の受入枠については、効果的な人材育成を実施するため、平成29年度の受入枠が上限となる。 ・児童相談所開設当初における都職員の区への派遣について、児童相談所の運営に必要な人材は、設置自治体が責任をもって確保・育成することが基本。国の職員配置基準見直しに伴い、都では現在、児童福祉司・児童心理司の大幅増員を図り、新任職員の育成に注力しているところ。まずは、3区との計画案確認作業を進めていく。

6 月	○3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）と都との間で、「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」を開始。併せて、都が全区を対象に「児童相談所運営にかかる勉強会」を開始。＊別紙9、別紙10 ○区長会正副会長による川澄副知事への新役員就任挨拶において、児童相談所設置計画案のモデル的確認作業の円滑な実施や、広域調整が必要な事項等に関する都と設置希望区全体との協議の場の設置などについて要請。
8 月	○平成30年度都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。 ＜要望事項＞ ・児童相談所の移管に係る財政措置 ・人材の確保・育成 ・都有地の活用 ○平成30年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長が児童相談所の設置促進について要請。 ＜要望事項＞ ・児童相談所設置に向けた財政支援等の拡充 ・専門研修の充実 ・国有地の活用 ○関係部課長会で抽出・整理した課題の対応策にかかる平成29年7月末時点の検討状況について、連絡調整会議において、整理・とりまとめた結果を区長会へ報告。 ○その際、区長会から「人材の確保・育成について、福祉部門においても、具体的な検討を行う」よう指示。
1 1 月	○人材の確保・育成方策等について、区長会へ報告。 ○その際、平成28年11月に策定したロードマップについて、「今回の検討結果や各区それぞれの状況を踏まえながら一定の見直しを行い、その結果を集約する」ことを確認。 ○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請。
平成30年 2 月	○関係部課長会で抽出・整理した課題の対応策にかかる平成30年1月末時点の検討状況について、連絡調整会議において、整理・とりまとめた結果を区長会へ報告。 ○設置希望区で見直しを行ったロードマップについて、連絡調整会議において、集約・整理した結果を報告。 ○都区協議会において、都区財政調整における児童相談所関連経費について、会長から「初めて提案した児童相談所関連経費は、都側から明確な見解が示されず、議論に至らなかった。早期の決着に向けて前向きな対応をお願いしたい」旨発言。 ○知事と特別区長との意見交換会（テーマ：「区と都が連携して取り組むべき課題について」）において、児童相談所設置にかかる課題解決

	のための都区の連携体制の構築等について要請。
5 月	○都区間での入所施設や一時保護所の広域調整に関する協議を行うため、都区の課長級メンバーで構成された検討会を設置することについて、区長会へ報告。同年同月から検討を開始。 *別紙 1 1
7 月	○平成 3 1 年度都の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。 <要望事項> ・児童相談所の移管に係る財政措置 ・児童相談所開設時の立ち上げ支援 ・都有財産の活用 ・都区間における協議の場
8 月	○平成 3 1 年度国の施策及び予算に関する要望活動において、正副会長等が児童相談所の設置促進について要請。 <要望事項> ・国による支援措置の確実な履行等 ・児童相談行政に係る財政支援の充実・強化 ・専門研修の拡充等
1 1 月	○区長会正副会長等が東京都予算に対する知事ヒアリングに出席し、児童相談所の設置促進について要請。
平成 3 1 年 1 月	○都から、都と区市町村合同で児童相談体制の検討を行うことについて、区長会に提案があり、了承。 ○都区協議会において、都区財政調整における児童相談所関連経費について、会長から「児童相談所関連経費の財調上の取扱いについて、議論を前進させることができなかった。特別区が児童相談所設置市として政令指定を受けた際の所要経費は、当然に財調の算定内容に反映されなければならない」旨発言。 ○知事と特別区長との意見交換会（テーマ：「区と都が連携して取り組むべき課題について」）において、児童相談所の開設に係る支援等について要請。
2 月	○関係部課長会で抽出・整理した課題の対応策にかかる平成 3 1 年 1 月末時点の検討状況について、連絡調整会議において、整理・とりまとめた結果を区長会へ報告。
4 月	○3 区（世田谷区、荒川区、江戸川区）が厚生労働省に対し、児童相談所設置市として政令指定することを要請。

<参考>

◇令和元年 6 月、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立。***別紙 1 2**

(2) その他の取組

① 児童相談所等の視察（特別区全体による実施分）

- 区の部課長級職員を中心に、東京都、横須賀市及び金沢市の児童相談所を視察。
 - ・平成28年 5月～ 8月 金沢市児童相談所（2回）、横須賀市児童相談所
 - ・平成28年10月～11月 東京都児童相談センター（6回）

<平成23年度～平成27年度までの視察実施状況>

- ・平成23年 7月 横須賀市児童相談所
- ・平成25年 8月 東京都児童相談センター
- ・平成26年 8月 横須賀市児童相談所
- ・平成26年11月 金沢市児童相談所
- ・平成27年 5月 国立武蔵野学院（児童自立支援施設）

② 説明会、講演会の開催

- 区職員、区議会議員等を対象に、下記のとおり、説明会等を実施。

平成28年 7月	○厚生労働省「改正児童福祉法等に係る説明会」 ○東京都福祉保健局「児童相談所業務等に係る説明会」
平成29年 4月	○特別区議会議員講演会（特別区協議会主催） ・厚生労働省「児童福祉法改正の背景と概要～児童相談所の設置に向けて～」
6月 ↓ 9月	○特別区長会講演会 ・武藤素明（社福）二葉保育園常務理事「社会的養護における現状と特別区への期待」 ・磯谷文明 弁護士「児童相談所における法的対応と弁護士の役割」 ・松原康雄 明治学院大学学長「特別区が設置する児童相談所への期待」 ・奥田晃久 明星大学特任教授「我が区の子どもは我が区が護る」
8月	○特別区長会事務局講演会 ・川並利治 金沢星陵大学教授「地域の子どもたちを守るために～児童相談所設置市が目指すべきもの～」 ・和田一郎 花園大学准教授「いま求められる一時保護所とは」
9月	○社会福祉講座（特別区協議会主催） ・法務省 東京少年鑑別所「非行防止及び少年の健全な育ちについて－少年鑑別所の立場から－」 ・宮内 珠希 二葉乳児院 里親委託等推進員、秋山 恵美子 養育家庭（里親）「里親制度を知っていますか？－里親家庭を支える地域へ－」
平成30年 3月	○人事実務研修（特別区人事・厚生事務組合人事企画部） ・奥田晃久 明星大学特任教授「One for All の取り組みで我が区の子どもは我が区が守る－児童相談所設置に向けた人材の確保・育

	成等についてー」
10月	○特別区長会事務局講演会 ・上鹿渡和宏 長野大学教授「家庭養育への移行～なぜ必要なのか、どう実現するか～」 ・渡邊守 キーアセット代表「里親委託を増やすために必要な視点」 ・岩崎美枝子 家庭養護推進協会理事「養子縁組への理解を深める」
平成31年 1月	○特別区講座（特別区協議会・特別区職員研修所共催） ・柏女 霊峰 淑徳大学教授「特別区における包括的な児童福祉行政の未来～児童相談所設置区の誕生を目前に控えて～」

③ 国・関係団体との意見交換等

平成28年12月	○東京都児童相談所非常勤・協力弁護士懇談会と区の部課長級職員との意見交換を実施。
平成29年 1月	○厚生労働省と区の部課長級職員との情報交換を実施。
5月	○東京都社会福祉協議会児童部会・乳児部会と区の課長級職員との意見交換を実施。
6月	○東京養育家庭の会（里親会）と区の課長級職員との意見交換を実施。
10月	○東京都社会福祉協議会児童部会制度政策推進部主催学習会「特別区児童相談所設置の動向と課題」に、モデル的確認実施3区の担当課長等が参加。
平成30年 1月	○区の課長級等職員を対象に、東京都社会福祉協議会児童部会書記会による「児童養護施設の措置費と補助金に関する勉強会」を実施。 ○東京地方検察庁と区の課長級職員等との情報交換を実施。
2月	○東京養育家庭の会（里親会）と区の課長級職員との意見交換を実施。
3月	○東京家庭裁判所と区の課長級職員等との情報交換を実施。
7月	○東京都児童相談所非常勤・協力弁護士懇談会と区の課長級職員等との意見交換を実施
平成31年 1月	○警視庁とモデル的確認実施3区の担当課長等との意見交換を実施
令和 元年 5月	○国立武蔵野学院（児童自立支援施設）とモデル的確認実施3区の担当課長等との意見交換を実施
6月	○東京家庭裁判所とモデル的確認実施3区の担当課長等との意見交換を実施
7月	○国立きぬ川学院（児童自立支援施設）とモデル的確認実施3区の担当課長等との意見交換を実施

④ 児童相談所等への職員派遣

- 児童福祉司をはじめとする専門職員等を育成するため、特別区全体で調整を行い、東京都及び近隣自治体（埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）の児童相談所等へ派遣研修を実施。
また、各区の個別調整による近隣自治体以外（札幌市、新潟市、金沢市、福岡市）

の児童相談所等への派遣研修を実施。

上記に加え、児童養護施設・児童自立支援施設への派遣研修や都児童相談所等への課長級職員等の派遣研修などを実施。

【職員派遣状況】※H31.4.1現在

<東京都>

職	児童福祉司	児童心理司	一時保護所職員	S V 候補	事務職員	計
派遣数	38	12	18	2	6	76

<近隣自治体>

職	児童福祉司	児童心理司	一時保護所職員	計
派遣数	30	17	30	77

<近隣自治体以外>

職	児童福祉司	児童心理司	一時保護所職員	計
派遣数	3	4	4	10

⑤ 職員研修の実施

- 特別区職員研修所（※）で、児童相談所の設置へ向けた共同研修を実施。

<平成30年度の実施状況>

5月	○試行研修「児童家庭福祉Ⅰ」 ・支援者と「ゆらぎ」 ・虐待を受けた子どもの心身への影響 ・家族支援のあり方を考える ・非行相談への対応
6月	○試行研修「児童心理（入門）」 ・子ども家庭支援センター、児童相談所における心理職の役割 ・聞き取り方、記録の取り方と報告のあり方 ・子ども心身の発達、虐待が子どもに与える影響 ・心理的アセスメント、他職種との連携によるケースへの対応
7月 8月	○専門研修「子どもの発達障害」 ・発達障害の特性と具体的な関わり方 ・家族支援を考える
7月、8月 12月、1月	○児童相談所関連研修「児童福祉司任用前講習会・指定講習会（第1回・第2回）」 ・子どもの権利擁護 ・ソーシャルワークの基本 ・子ども家庭支援のためのケースマネジメント ・非行対応の基本 など、厚生労働大臣が定める基準に基づく内容で実施

9 月	○専門研修「児童虐待への対応」 ・児童虐待の現状と背景について ・関係機関との連携とその実際 ・虐待の早期発見と記録の書き方 ・事例討議
1 0 月	○試行研修「司法面接」 ・司法面接の概要と多機関連携の意義 ・N I C H D プロトコルを用いた正確な情報の聴取 ・面接の流れと計画の策定 ・子どもの面接演習とロールプレイ
1 1 月	○専門研修「発達障害者支援（演習）」 ・子どもの発達の捉え方と発達障害の理解 ・保護者サポートとペアレント・トレーニング、ティーチャーズ・トレーニング ・ティーチャーズ・トレーニング
1 1 月	○自治体経営研修「特別区の課題」 ・「居場所」作りから子ども虐待防止を考える～孤立のない地域を目指して～
平成 3 1 年 1 月 2 月	○試行研修「児童心理（実践）」 ・虐待を受けた子どもの心理的影響とその対応について ・ケースカンファレンスの効果的な展開について（機関内と他機関合同） ・コンサルテーションについて～アセスメントを分かりやすく伝える～ ・関わりながらの行動観察 ・家族のアセスメント

⑥ 職員採用試験の見直し

- 平成 2 9 年度から、各区等が採用選考を実施していた職種「心理」の採用について、特別区人事委員会による競争試験を開始するとともに、経験者採用試験・選考における対象職種を拡大し、職種「福祉」を追加。
- 平成 3 1 年度から、児童相談所等での経験を求める採用制度を開始。

児童相談所のあり方検討資料

1 児童相談所の設置主体

① 都道府県

- 児童福祉法第12条
都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。



② 指定都市

- 児童福祉法第59条の4第1項

この法律中「都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（児童相談所設置市）」においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市が処理するものとする。（以下、略）

- 児童福祉法施行令第45条の2

法第59条の4第1項の政令で定める市は、横須賀市、金沢市及び熊本市とする。

- 平成20年8月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭総務課長通知「児童相談所を設置する市について」

2 国における政令指定の手續きについて
国は、児童相談所設置市への移行を希望する市から政令指定の要請があった際には、希望市における事務執行体制や希望市と都道府県の連携体制等について支障がないことを確認し、速やかに政令指定に必要な手続を行うこと。

<H23.3.31住民基本台帳人口>

横須賀市：423,821人 金沢市：445,100人
熊本市：724,773人（H24.4.1 指定都市移行予定）

③ 児童相談所設置市（横須賀市、金沢市、熊本市）

2 都児童相談所における現状の課題

東京都児童福祉審議会「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（江戸川区事例 最終報告）」 （平成22年5月11日）より作成

◆課題・問題点

《児童相談所の対応について》

- 子ども家庭支援センターに対して、児童の状況等についての問い合わせやフォローアップ等を行わなかった。
- 区市町村によって虐待対応の成熟度は異なっているが、それを認識していないが、事態に即した適切な支援ができていなかった。
- 児童相談所の職員が、子ども家庭支援センターの受理会議に出席し助言を行ったことがないなど、スーパーバイズができていなかった。

《共通した問題点》

- 子ども家庭支援センターや児童相談所は、児童と直接会っておらず、小學校や医療機関も児童から直接事情を聴くことがなかった。
- 子ども家庭支援センターは小學校に、児童相談所は子ども家庭支援センターにそれぞれ支援を任せきりにしていた。
- 関係機関の連携が不十分で、情報が共有できていなかった。



◆提言

《児童相談所の取組について》

- 「情報提供」ケースについても、その後の対応状況を定期的に確認するなど、進行管理を行うこと。
- 子ども家庭支援センターの相談援助の実態を調査し、実情に応じた支援を実施すること。
- 子ども家庭支援センターの受理会議等に参加し、助言指導を行うなど、区市町村の専門性強化を支援すること。

平成23年度第2回東京都児童福祉審議会（平成23年6月14日）資料5「児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて（仮称）」より作成

【課題1】増え続ける虐待相談件数、重篤化するケース内容への迅速的確な対応

- 専門性を支える人材の育成（児童相談所）
⇒ 基幹職員の育成、若手職員の専門性の強化
- 子供家庭支援センターの体制や対応力のレベルアップ
- 警察等との連携強化

【課題2】関係機関の埋まらない隙間で生じる重大事例

- 児童相談所と子供家庭支援センター、他県児童相談所間での連携強化
- 学校、医療機関など独立性の強い機関と児童相談所・子供家庭支援センターとの連携強化
- 要保護児童対策地域協議会の一層の活用

【課題3】虐待の未然防止策が進展していない

- 乳幼児はハイリスク「生命の危機あり」
⇒ 4割が0歳児、6割が0歳～2歳児
- 育児疲れ、子育て不安群のフォローの徹底（虐待要因の17%）
- 特定妊婦への対応

【参考】

- ◇虐待相談件数
⇒ 都：4,450件（H22年度）
※前年度比約1.4倍
区市町村は、H21年度 5,510件
- ◇児童相談所の体制強化
⇒ 児童福祉司
H13年度：106名 → H23年度：183名

3 区が児童相談所を持つ意義

- 責任が明確化し、区が主体的に一貫して、子どもの権利を守ることができる。
- 区民の視点では、区に一元化されることで分かりやすく、児童相談所が身近になる。行政側としても通報などの情報の錯綜が避けられ、的確に対応できる。
- 区が保有する税情報、福祉・保健サービスの受給状況などの情報を活かすことで、子どもや保護者等の状況を迅速・総合的に把握するため、総合的な相談対応ができる。
- 一つの相談事例の中には複合的な問題があるので、保健所、保育園、学校、児童委員、福祉事務所など関係部署との連携を活かすことができ、幅広い支援体制が組める。
- 児童虐待や子どもの非行など課題の共有化が進むことで、保健、保育、教育、福祉等の各部門との連携が緊密になり、早期に総合的なアプローチを行うことができる。
- 予防の視点を持って早い段階から係わることで、重篤な虐待ケースに陥ることを未然に防ぎながら、在宅での見守り続けることができる。
- 地域を熟知した区が担うことで、地域性を踏まえ子どもの状況を捉えるため、関係部署で危機感を共有しやすく、きめ細やかな対応ができる。

現行体制上の課題・問題点

- 1 相談件数や困難事例の増加等により、児童福祉司が不足している
- 2 一時保護所の定員が不足している
- 3 児童相談所と子ども家庭支援センターの狭間に落ちるケースがある
- 4 通告・相談先が2カ所あるため、わかりにくい
- 5 二元体制により、時間のロスと認識に温度差が生じる

特別区が目指す児童相談行政のすがた

- 児童相談所を23区すべてに設置
・児童相談所 7カ所 → 23カ所
- 児童福祉司・児童心理司の配置を充実
・児童福祉司 約120人 → 約220人
・児童心理司 約50人 → 約90人
- 一時保護所の定員を拡充
・定員 約150人 → 約260人
- すべての相談に対応
・各区に設置する児童相談所で、全ての相談に対応
- 一貫した対応
・各区に設置する児童相談所が、法的措置から家庭復帰後まで一貫して対応

1 児童相談体制の充実・強化
児童福祉司・児童心理司の配置の充実、一時保護所の定員拡充、広域自治体としての東京都との連携(特に高度な専門的知識及び技術を要する相談に関する技術的援助や助言等)により、児童相談体制を充実・強化。

2 責任や窓口の明確化
区民や関係機関から通告・相談先がわかりやすくなり、児童相談所が身近に。また、通告などの情報の錯綜をなくし、責任と窓口の所在を明確化。

3 一貫した支援体制の構築
虐待の未然防止をはじめ、早期発見、相談・調査・保護・再統合、その後の見守り、里親・養護施設など社会的養護の必要な子どもへの対応等、切れ目のない一貫した支援体制を構築。

4 総合的な7フローチの実施
保健所、保育園、学校、障害福祉所管課、福祉事務所など、区の関係部署が連携した幅広い支援体制を組み、総合的なアプローチを実施。

5 地域全体による見守り体制の充実
区民に身近な特別区が地域の関係機関と連携することで、子どもの状況を的確に把握しながらきめ細かく対応、見守り体制を充実。

移管モデル

【基本的な考え方】

- 1 移管の方法
 - 児童福祉法等の改正により、児童相談所設置市を目指す。
- 2 児童相談所
 - 1区1所。
- 3 一時保護所
 - 1区1所。ただし、必要に応じて共同設置も検討。
- 4 人材育成
 - 職員を、順次、児童相談所に派遣し、具体的な事務のノウハウを習得。
移管当初は、都から児童相談所経験者の派遣を受入。
 - 児童福祉司は、子ども家庭支援センター相談員や保健師、保育士等を活用し、計画的に育成。
 - 児童心理司は、心理職を計画的に任用し、子ども関連部署で育成。
23区で職員を確保。
- 5 児童相談所設置市の事務等
 - 児童相談所設置市の事務は、各区で実施。ただし、広域的・統一的判断を要する事務や特に高度な専門的知識を要する事務等については、23区が連携して実施することも検討。
 - 子ども家庭支援センターの機能のうち、虐待対応については基本的に児童相談所が担当。その他子育て支援に関することは、各区の実情に応じ、区内の関係所管課を含め、児童相談所の移管に向けた児童相談体制の見直しの中で検討。

【移管モデル(規模別モデル)】

- 23区を人口規模別に大規模・中規模・小規模の3つに分けて試算。
- 職員配置や一時保護所の定員の基準は「指定都市・児童相談所設置市の平均」。
- 主な試算項目
 - ・児童相談所・一時保護所の職員配置
 - ・児童福祉司・児童心理司の人数
 - ・一時保護所の定員
 - ・財政規模(建設費、運営経費など)

「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について【概要版】

はじめに

- 平成26年3月の児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会において、児童相談所を担うための大枠の方向性を示した「移管モデル」を提示。
その後、各区で、「移管モデル」をもとに移管の具体化に向けた検討を行うとともに、移管にあたっての23区共通課題について検討。
- 今般、各区における移管の具体化に向けた検討の状況や、移管にあたっての23区共通課題の検討結果等を踏まえ、都の見解で示された指摘項目を含め、「移管モデル」の具体化についての特別区としての考え方を整理。
今後、検討会の中で、先に示された都の見解、これに対する特別区の意見、今回提示する「移管モデル」の具体化についての特別区としての考え方を素材に、「児童相談行政の体制のあり方」について議論し、さらに検討を深めていく。

第1 人材の確保・育成について

1. 基本的な考え方

- 開設時に必要となる職員は、都の児童相談所等への派遣を通じて実務経験を積ませることにより確保・育成することを基本とするが、開設当初から一定期間(3年間を目的)は、都からの職員派遣や都職員の身分切替を要請。
 - 児童福祉司任用資格保有職員を確保するため、福祉職の採用を拡大。
 - 児童福祉司等の職員や児童相談所長は、職員のスキルアップ、人事の停滞解消等を図るため、23区間での派遣交流及び人事交流を実施するとともに、都との派遣交流を要請。
 - 児童相談所等の職員は、児童相談関連部署への異動を重視した人事ローテーションを行い、関係部署間のネットワークを強化。
 - 特別区職員研修所による専門研修の実施や都主催の専門研修等の活用により、職員の相談対応力等を向上。
- 2. 職員の確保・育成に係る基本的方向性（職種別）**
- 《児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員（児童指導員・保育士）》
- 開設時に中核となる職員は、子ども家庭支援センター職員、ケースワーカー、保育士等や新たに採用する職員の一定数を、開設までの4年の間に、都の児童相談所等へ派遣して実務経験を積ませることにより育成。また、派遣が終了し区へ戻った職員は、児童相談所等で習得した専門知識やスキルを活かすことができる児童相談関連部署等へ配置。
 - 移管後、新たに採用する場合は、現行の採用制度の活用に加え、現行制度で実施していない経験者採用等を実施する方向で検討。

《児童相談所長》

- 開設時の所長は、管理職の有資格者から任用することを基本に、任期付採用や経験者採用を検討するほか、都からの職員派遣を要請。

《児童福祉司・児童心理司スーパーバイザー》

- 開設後の児童福祉司のスーパーバイザー候補職員は、子ども家庭支援センターや生活保護ケースワーカー経験者等の中から一定数を、また、児童心理司のスーパーバイザー候補職員は、区に在職する職員及び新たに採用する心理職の職員の中から一定数を、開設までの4年間、都の児童相談所に派遣して実務経験を積ませることにより育成。
- 開設時から一定期間は、スーパーバイザーとして、都からの職員派遣を要請し、この間スーパーバイザー候補職員が都職員の派遣終了後のスーパーバイザーとしての役割を担うことができるように育成。

第2 社会的養護の拡充について

1. 基本的な考え方

- 国が示す「家庭養護（里親等）、家庭的養護（グループホーム等）、施設養護の各構成比を1/3にする」ことを将来的な目標として、現段階から、多様な地域資源を活用した里親登録者増加の取組や、用地の確保・提供など、都との連携・協力によるグループホーム誘致の取組等を実施し、社会的養護を充実、強化。
- 現在、都が利用している児童養護施設等は、他道府県の先行事例を参考に、定員協定の締結等により、都と特別区で利用。

2. 家庭養護（里親・ファミリーホーム）

《家庭養護（里親・ファミリーホーム）の基本的方向性》

- 地域ネットワークを活用できる強みを活かして里親等委託率向上のための取組を重点的に行うなど、家庭養護（里親・ファミリーホーム）を強力に推進。
- 里親家庭に対する子育て支援サービスの充実や、児童相談所を中心に区全体で里親家庭を支援・フォローする体制を整備するなど、里親家庭が子育てしやすい環境作りを行う。

《里親登録数の向上に向けた取組、里親への支援》

- 保育ママやファミリーサポーター、ショートステイの協力家庭の担当部署から里親に適している家庭を推薦する仕組みを作り、週末ホームステイ等の短期里親事業を実施することによって里親登録数につなげていく。
- 里親家庭が子育て支援サービスを利用しやすくなるような制度や事業を整備、実施し、里親家庭の良好な子育て環境を醸成。（例：幼稚園・保育園の入園決定時の配慮、レスパイトケア（里親の一時的な休息のための援助）のためのショートステイ）

3. 施設養護

《施設養護の基本的方向性》

- 施設養護に関する各区の考え方・方針や都の推進計画等をもとに23区全体で調整し、各区が地域の実情等を踏まえて施設整備を行う。
- 乳児院、自立援助ホームは、社会福祉法人等が行う施設整備に関する情報を共有するなど、23区間で連携・協力を図りながら、各区が施設誘致の取組を行い、入所枠を確保。

《児童養護施設》

- グループホームを増設していくことを基本に、児童養護施設を整備。
- 施設が所在しない区は、里親支援機関等の地域支援の拠点として新規整備することも検討。また、施設が所在する区についても、区の実情に応じて新規整備することを検討。
- グループホームの整備にあたっては、都と連携して施設の小規模化を図り、社会福祉法人への財政支援等を実施。また、空き家の活用により、用地を確保・提供することも検討。

《児童自立支援施設》

- 児童相談所設置市に必置の施設であるが、他道府県の先行事例を参考に、当分の間、地方自治法に規定する「事務の委託」に基づき都へ委託。
- 都の児童自立支援施設への職員派遣等を通じて児童自立支援施設の運営ノウハウを蓄積し、将来的に23区共同で1か所設置することも検討。

第3 23区間及び都区間の連携・調整について

1. 一時保護所の共同設置

- 共同設置を予定している8区が地方自治法に基づく「管理執行協議会」方式により、3か所の一時保護所を共同設置。また、幼児・学齢児等の種別ごとの一時保護所を整備する方向で検討。
- 一時保護所の総定員は、共同設置を予定している8区の必要定員数をもとに57名とし、各区の定員枠を設定。各区の児童相談所が一時保護決定に基づいて入所手続を行い、各区の定員枠までは、各区の判断で入所させる。
- 職員は、各区が定員枠に応じて派遣することを基本。施設の建設費、運営費等についても、各区が定員枠に応じて負担すること基本に、利用実績に応じて調整。また、施設の維持管理は、施設所在区が行う。

2. 一時保護所の相互利用

- 自区の一時的保護所での保護を原則として、児童の居所を秘匿することが必要な場合など、自区の一時的保護所での保護が困難な場合に23区全体で相互利用を行う。
- 各区の一時的保護所（共同設置の一時保護所を含む）に相互利用のための定員枠は設定しないが、一時保護所に空きがあり、他区から相互利用の依頼があった場合には、原則として受け入れる。また、23区で相互利用を行うための協定、基本ルールを策定、締結。

3. 児童養護施設・乳児院・自立援助ホームの入所調整、利用方法

- 現在、都が利用している施設は、都と特別区で利用。特別区の利用分は、都との協議により定員協定を締結して入所枠（協定定員）を設定。
- 児童相談所移管後に整備した新規施設は、整備を行った区が利用することを基本として、空きがある場合には、他区や都も利用。

4. 里親委託

- 区内の里親への委託を原則とするが、区内に適切な里親がない場合や区外への里親委託が適切な場合には、他区や23区外の里親へ委託。

5. 23区間の情報共有

- 複数区に関わるケース対応や、統一的な判断、専門的な対応、国の制度改正など、23区全体でノウハウの蓄積等が必要な場合に、23区間で情報共有を行う。
- 情報共有を行う仕組みとして、23区間で必要な情報を閲覧できるシステム（掲示板）を導入する方向で検討。また、児童相談所長会をはじめとする23区の会議体を設置。

6. 児童相談所設置市事務の共同処理

- 「小児慢性疾患の医療給付に関する事務」の認定審査会は、23区合同審査や事務局の23区持ち回り等の方法により実施。

7. 23区共通の事務処理マニュアル、ルール等の策定

- ケース対応や児童相談所の運営等に関する事項について、都が作成・使用している現行のマニュアルを基本に、23区共通の事務処理マニュアルや統一基準を作成。また、児童相談業務を行っていく中で、各区の地域特性や業務実態に合わせたマニュアルを作成することも検討。

8. 都との連携

- 児童養護施設の入所及び里親委託は、区内・23区内を基本としながら、都と特別区が相互に入所・委託できるように連携・協力。また、都区間で職員の派遣交流を行い、都全体における専門職のスキルアップを図る。
- 児童相談センターで実施している治療指導事業の利用、高度な専門的知識・経験が必要なケース対応等への助言・援助をはじめ、児童相談所の立ち上げ支援、児童相談所開設時における都職員の派遣・区職員の派遣受入、マニュアルの提供や都主催の研修への参加、児童福祉施設の空き状況の情報提供等について要請。

平成27年12月25日

社会保障審議会児童部会
新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会
委員長 松原 康雄 様

特別区長会会長
荒川区長 西川 太一郎

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 報告案（たたき台）について

平成27年11月27日の第3回新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、「報告案（たたき台）」（以下「報告案」という。）が提示されました。松原康雄委員長をはじめ委員各位のご努力に対し、心より敬意を表します。

報告案では、子どもの権利保障を児童福祉法に位置づけることのほか、国・都道府県・基礎自治体の役割と責任の再整理と明確化、支援対象者の年齢見直し、職員の配置・任用要件の明確化や指導的職員の資格創設、里親制度等の社会的養護の充実強化など、新たな子ども家庭福祉の構築に向けた多岐にわたる提言が行われています。

なかでも、新たな子ども家庭支援体制の整備において、基礎自治体に子ども家庭支援の拠点を整備する必要があるとし、東京都の特別区などに設置されている子ども家庭支援センター等がそのモデルとなりえると述べています。

これまで特別区は、区民に身近な基礎自治体として、子ども家庭支援センターを中心に、東京都や区の関係部署（保健所、保育園、学校、障害福祉所管課、福祉事務所など）を含めて、児童委員・民生委員、町会・自治会、警察署等の地域の関係機関との連携のもと、地域全体で子どもと家庭を見守っていく体制の構築に懸命に取り組み、成果をあげています。

言うまでもなく、子どもと家庭への支援は、住民に身近な場所で行われることが必要であり、一つの相談事例の中には、複合的な問題が潜んでいることが多く、住民生活に密着した基礎自治体が果たす役割は極めて重要であります。子ども家庭支援センターにおけるこれまでの経験を踏まえると、基礎自治体に支援拠点を整備することは、子どもや家庭への支援に、より迅速に、また適切に対応できる体制を整えることになり、大変大きな意義があるものであり、高く評価しております。

さらに、報告案では、児童相談所設置自治体を中核市及び特別区に拡大するものとし、第一段階として、特別区も児童相談所を設置できるよう法改正することが提言されています。これは、子どもと家庭への支援は、本来、その生活が営まれている身近な地域でなされるべきであるとの考え方にに基づき、基礎自治体に子ども家庭支援拠点を整備するとともに、児童相談所機能を持つ機関の拡大を企図するものであり、これまでの特別区の取組と実績を適切に評価していただいたものと深く感謝しております。

前述のとおり、特別区は、子ども家庭支援センターを中心に児童福祉の実績を着実に積み重ねてきております。また、人口規模の小さな特別区も含め、すべての区で中核市の業務である保健所の設置、運営を行い、児童相談所を担うだけの実力は備えているものと考えております。

加えて、23区相互及び東京都との間において、数多くの連携の蓄積もあり、十分な準備と移行期間があれば、児童相談所の移管は可能であると考えております。

今後も特別区は、東京都との連携のもと、子ども家庭支援センターで培ってきた経験と実績のうえに、新たな子ども家庭支援福祉像を実現するべく全力で取り組んでいく所存でありますので、是非、報告案の提言に沿って、児童相談所設置自治体を拡大する方向で検討を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）概要（平成28年3月10日）

※区長会事務局作成

はじめに

- 近年の状況として、虐待事例の急増、自立が困難な子どもものの増加など、急速な変化に対応が追い付いておらず、その増加をとどめるに至っていない。
- 本委員会では、子ども家庭福祉の体系の再構築が急務であるとの強い問題意識の下、「全ての子どもは適切な養育を受けて発達が保障される権利を有するとともに、その自立が保障されるべきである。」という理念を実現するための方策を検討するために議論が行われた。
- 限界が生じている既存の制度を改革し、新たな子ども家庭福祉を具現化するために、児童福祉法等の抜本的な改正に向けて提言するもの。

基本的な考え方

- ◆ 子どもの権利の明確な位置付け
- ◆ 家庭支援の強化、すなわち子ども虐待の予防的観点の明確化
- ◆ 国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化
- ◆ 基礎自治体（市区町村）の基盤強化と地域における支援機能の拡大
- ◆ 各関係機関の役割の明確化と機能強化
- ◆ 子どもへの適切なケアの保障
- ◆ 継続的な支援と自立の保障
- ◆ 司法関与と法的・制度的枠組みの強化
- ◆ 職員の専門性の確保・向上と配置数の増加

理念

- ◆ 児童福祉法において、「養育中心」に力点を置いた子ども家庭福祉の構築を目指すとともに、これに合った理念を明確にし、今後の制度・施策の方向性を示す必要がある。

【明確にする点】

- ・ 子どもを権利の主体とする
- ・ すべての子どもは適切に養育され、発達する権利を有するとともに、自立を保障される
- ・ 子どもの最善の利益を優先する
- ・ 子どもは安全で安定した家庭で養育を受けることができる。家庭において適切な養育を受けることができないときは、里親やファミリーホーム等の家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育を受けることができる

国・都道府県・市区町村の責任と役割

- ◆ 子どもの権利を保障するため、その担い手となる国、都道府県、市区町村の責任と役割を明確にすることが重要。特に、国の責任と役割を児童福祉法に明確に規定する必要がある。

【国の責任と役割】

- ・ 市区町村及び都道府県に対する助言や情報の提供等、全体として子ども・家庭の福祉のために必要な措置を講じる
- ・ 全国の子ども家庭福祉の質を担保（基準、資格の設定）

【都道府県の責任と役割】

- ・ 市区町村に対する助言や援助を行うとともに、入所措置等、より専門的な業務や、市区町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務

【市区町村の責任と役割】

- ・ 子どもや家庭に最も身近な基礎的な地方公共団体として、児童福祉法に基づいた包括的・継続的な子どもと家庭への支援

支援の対象年齢

- ◆ 不適切な養育を受けた子どもや、家庭基盤が脆弱な子どもに対する支援の対象年齢を20歳未満に引き上げることが妥当。
※ 成人年齢が引き下げられた場合、20歳未満の親権が及ばない「成人」に対する支援のあり方に関する整理が必要
- ◆ 里親委託等の措置を受けた児童について、20歳に達するまでの間、措置延長を積極的に活用すべき。
- ◆ また、里親委託等の措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合20歳）到達後も、少なくとも22歳に達した日の属する年度末まで、その後の自立した生活につなげるため、引き続き必要な支援を受けることができるよう仕組みを整備する必要がある。

新たな子ども家庭福祉体制の整備

＜市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備＞

- ◆ 子ども家庭への支援は身近な場所で行われるべきであり、市区町村の基盤整備を行い、保育所を含めた子ども家庭福祉体制を充実させ、「地域子ども家庭支援拠点」を整備。（子ども家庭支援センターがモデル）

【地域子ども家庭支援拠点】

- ・ 子ども家庭の福祉的相談、児童相談所が行っている「分離措置を伴わない養護相談」「育成相談」「措置を伴わない非行相談」の対応

※「保健相談」：市区町村保健センター等、「障害相談」：児童発達支援センター等

- ・ 虐待事例の通所、在宅支援（養育支援、家事支援等）
- ・ 子ども子育て支援事業
- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関

＜特定妊婦等への支援＞

- ◆ 特定妊婦のケアが適切にできるよう、情報を共有するよう、方策を再検討し、支援メニューの増加を図る必要がある。
- ◆ 要支援児童及び特定妊婦等を発見した場合、市区町村へ情報提供できるものとすべき。
- ◆ 母子生活支援施設、乳児院等において、特定妊婦等に対し、入所・通所によって支援できる「産前産後母子ホーム(仮称)」を整備するための枠組みを作る必要があり、モデル事業の実施により、具体的な仕組みについて検討を行うべき。

＜児童相談所を設置する自治体の拡大＞(報告書P11～12全文 ※下線は区長事務局)

児童相談所の設置については、かつて概ね人口 50 万人に 1 か所という目標があり、現在、全国で 200 か所を超えているが、虐待事例への対応が急増したため、情報共有や対応検討などを丁寧に行えなくなっており、管轄する規模を見直す必要がある。

虐待事例への対応は、政令市や児童相談所設置市以外の市区町村の場合、都道府県が設置する児童相談所と市区町村の二元体制で実施されており、それによる問題点として、両者の支援のはざまに落ちる事例があるという指摘や、時間のロスと認識の温度差が生じやすいという指摘もある。児童相談所を設置している中核市では対応機関の一元化の利点が報告されているものの、現在、中核市で児童相談所を設置している自治体は2つにとどまっており、その財政的負担が大きいことや専門性確保が難しいなどの課題があるものと考えられる。原則として中核市及び特別区には児童相談所機能をもつ機関の設置を求め、財政的理由や専門職の確保の困難さから設置をためらうことがないよう、国及び都道府県は中核市及び特別区の人的・物的基盤を積極的に援助する必要がある。

なお、地方分権、自治体の自主組織権の観点から、「必置」とすべきでないという意見もあった。

こうした意見を踏まえ、現在の児童相談所設置に関して特別区を加え、特別区でも児童相談所を設置できる規定とする必要がある。

また、5年を目途として、中核市や特別区が児童相談所を設置することができるよう、国として専門職の育成等の必要な支援を行うべきである。

＜児童相談所の強化のための機能分化＞

- ◆ 虐待通告の増大により、児童相談所の対応は限界にきており、機能強化が優先課題。また、保護機能と支援機能を同一機関で担うことによって、重大な事態が生じた事例がある。
- ◆ 児童相談所が有する通告受理、調査、評価、一時保護・アセスメント、措置等の機能に関して、高度に専門的な機関として担っていくためには、その機能を明確に分離する抜本的見直しが必要である。
- ◆ 具体的な方向性として、緊急対応の必要性に関する判断能力を備えた虐待通告・相談窓口を設置(※)。通告が受理された事例の調査・評価・保護等の措置を行う機能と、措置後の事例のマネージメントを行う機能を別の機関で行うといった体制を整備。

※ 虐待関連通告・相談電話(189)窓口の一元化

- ・ 通告窓口を一元化し、集中的に電話による虐待通告・相談を受理し、緊急度を判断して、初期対応を行う機関等とその期限を決定する機関(通告受理機関)の創設について、モデル的取り組みにより検討が必要(現在の児相設置自治体に最低1か所程度)
- ・ 児童相談所から市区町村へ送致する仕組みの検討

＜子ども家庭福祉への司法関与の整備＞

- ◆ 全ての子どもにも安全な家庭を保障するため、司法が一連の親権制限(子どもの権利制限を含む。)に対してその必要性を適切に判断するなど、司法の関与を強化する必要がある。関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべき。
- ◆ 一時保護の場面においても司法が関与する仕組みを検討すべき。そのためには、司法関与に関する仕組み全体の前提として、児童相談所における児童福祉司の適正な配置と司法対応のための専門性の確立、弁護士による法的サポート体制の確立などが必要。

職員の専門性の向上

＜子ども家庭福祉を担う職員の配置・任用要件＞

- ◆ 児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を担保する必要がある。
- ◆ 児童福祉司の配置標準については、児童虐待相談対応件数を考慮したものに直すべきである。(児童福祉司は、一定基準に適合する研修の受講を義務付け)
- ◆ 教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー)、児童心理司、医師又は保健師について、法律上、児童相談所への配置を明記する必要がある。

＜市区町村で支援を担う職種、任用要件、配置基準＞

- ◆ 「地域子ども家庭支援拠点」には、専ら子ども・家庭の相談支援にあたる複数の職員を置くこととし、最低 1 名は児童福祉司資格を有する者とすべきであり、その他の職員についても児童福祉司資格もしくはそれに準ずる資格を所持している者の配置に努めるべき。

＜子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方＞

- ◆ 指導的職員の専門性を向上させるとともに、その能力を客観的に明確化する観点から、子ども家庭に関する専門の相談員として新たな公的資格(※)を創設することを検討すべき。

※資格：一定の資格を有する者で、5年程度の児童福祉に関する実務経験を有し、試験に合格

社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築

＜就学前の子どもの代替的養育の原則＞

- ◆ 就学前はもとより子どもの代替的養育は、アタッチメント形成や発達保障の観点から、原則として家庭養育とし、児童福祉法にその旨を明確にすべき。

社会保障審議会児童部会

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告について

昨日、社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が報告をとりまとめました。松原康雄委員長をはじめ、委員の皆さまが傾けられましたご努力に対し、心から敬意を表します。

報告では、国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化、市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備、児童相談所を設置する自治体の拡大など、新たな子ども家庭福祉のあるべき姿を目指し、意義のある提言が行われているものと高く評価しています。

なかでも、児童相談所の設置自治体を拡大するため、特別区も児童相談所を設置できるよう法改正することが提言されています。さらに、特別区等が児童相談所を設置できるよう、国が必要な支援等を行うよう求めています。

児童相談所の移管に向けて様々な取組を行ってきた特別区としては、大きな前進が図られたものと受け止めており、深く感謝しています。今後、報告の提言内容に沿って、早期に法改正が行われることを待望しています。

なお、報告で提言された取組の実現にあたっては、財政的な問題を含め、専門人材の確保・育成をはじめとする多くの課題に対応していかなければなりません。国においては、関係自治体の意見を十分に踏まえながら、具体的な支援策を早急に検討し、着実に実施していただくよう強く期待しています。

また、引き続き検討が必要な事項について、さらに議論を深めていただくよう要望します。

子どもと家庭を取り巻く環境は、複雑化・深刻化しており、住民生活に密着した基礎自治体の果たす役割の重要性は、より一層高まっています。特別区は、今回の報告の趣旨を踏まえ、子ども家庭支援センターで培ってきた経験と実績のうえに、引き続き全力で児童福祉行政に取り組んでいく所存です。

平成28年3月11日

特別区長会会長

荒川区長 西川 太一郎

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることが等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について

本日、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。

本法律では、児童の福祉を保障するための原理や国と地方公共団体の役割・責務の明確化、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資する旨の明記、虐待発生時に迅速・的確な対応が行えるように市区町村と児童相談所の体制・権限の強化など、子どもと家庭を取り巻く深刻な状況を踏まえ、大変意義のある改正が行われました。

新たな子ども家庭福祉の実現に向けて、大きな前進が図られたことを高く評価するとともに、強力なリーダーシップを発揮された塩崎恭久厚生労働大臣をはじめ、関係者の皆さまのご尽力に対し、心から敬意を表します。

改正法では、児童相談所の設置自治体を拡大するため、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるものとし、更に政府が、法施行後5年を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、設置に係る支援等を行うことが規定されています。この法律の成立を契機として、特別区の児童福祉行政が新しいステージへ歩みを進めたものと考えています。

政府におかれては、法改正の趣旨を踏まえた制度改正の実現に向け、必要な支援等を着実に実行していただくことはもとより、中核市及び特別区における児童相談所の設置・運営が円滑に行われるよう、関係自治体の意見を十分に反映した支援策を早期に実施していただくよう強く期待しています。

今後、特別区においては、改正法施行後、準備が整った区から、順次、児童相談所の設置を目指すとともに、住民生活に密着した基礎自治体として、これまでの実績と経験をもとに、児童福祉行政の更なる充実強化に全力を傾注していく所存です。

皆さまのご理解とご支援を衷心よりお願い申し上げます。

平成28年5月27日

特別区長会会長

荒川区長 西川 太一郎

別紙 9

「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」実施概要

＜世田谷区＞

回（年月日）	内 容
第 1 回 (H29. 6. 16)	○設置計画案（※）について、資料をもとに説明し、意見交換 ※移管後の児童相談行政の体制、児童相談所・一時保護所の施設整備、職員確保及び人材育成計画
第 2 回 (H29. 7. 11)	○設置計画案（※）について、資料をもとに説明し、意見交換 ※社会的養護の拡充、夜間休日対応など、第 1 回の残りの項目
第 3 回 (H29. 10. 25)	○一時保護所の整備、人材育成、事務引継ぎ等について、図面等の資料をもとに説明し、意見交換
第 4 回 (H30. 1. 11)	○相談援助活動の流れ、設置市事務、人材育成プログラム等について、資料をもとに説明し、意見交換
第 5 回 (H30. 7. 4)	○一時保護所、人員体制等について、資料をもとに説明し、意見交換
第 6 回 (H30. 9. 5)	○一時保護所の運営、人員体制、ケースの引継ぎ等について、資料をもとに説明し、意見交換
第 7 回 (H30. 11. 5)	○社会的養護、虐待通告窓口等について、資料をもとに説明し、意見交換 ○ケース引継ぎ（案）について、都から資料をもとに説明があり、意見交換
第 8 回 (H30. 12. 28)	○設置計画案について、資料をもとに説明し、総括的に意見交換

「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」実施概要

＜荒川区＞

回（年月日）	内 容
第 1 回 (H29. 6. 21)	○設置計画案の全般的事項について、資料をもとに説明し、意見交換
第 2 回 (H29. 8. 28)	○一時保護所の整備及び運営について、図面等の資料をもとに説明し、意見交換
第 3 回 (H29. 9. 11)	○相談対応の流れ、人材確保・育成計画等について、資料をもとに説明し、意見交換
第 4 回 (H29. 11. 14)	○社会的養護等の体制整備等について、資料をもとに説明し、意見交換
第 5 回 (H30. 2. 2)	○職員の確保・育成策、児童相談所システムの導入等について、資料をもとに説明し、意見交換
第 6 回 (H30. 6. 28)	○設置計画案について、資料をもとに説明し、意見交換
第 7 回 (H30. 10. 31)	○相談対応の流れ、休日・夜間対応等について、資料をもとに説明し、意見交換 ○ケース引継ぎ（案）について、都から資料をもとに説明があり、意見交換

「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」実施概要

＜江戸川区＞

回（年月日）	内 容
第 1 回 (H29. 6. 7)	○設置計画案の全般的事項について、資料をもとに説明し、意見交換
第 2 回 (H29. 8. 2)	○児童相談行政の体制について、資料をもとに説明し、意見交換
第 3 回 (H29. 8. 22)	○一時保護所の整備及び運営について、図面等の資料をもとに説明し、意見交換
第 4 回 (H29. 12. 25)	○職員確保・人材育成、相談援助活動等の流れ等について、資料をもとに説明し、意見交換
第 5 回 (H30. 2. 8)	○社会的養護の整備等について、資料をもとに説明し、意見交換
第 6 回 (H30. 5. 29)	○設置計画案について、資料をもとに説明し、意見交換
第 7 回 (H30. 7. 25)	○設置計画案について、資料をもとに説明し、意見交換
第 8 回 (H30. 10. 10)	○設置計画案について、資料をもとに説明し、意見交換 ○ケース引継ぎ（案）について、都から資料をもとに説明があり、意見交換

別紙 10

「児童相談所運営・児童相談所設置市事務にかかる勉強会」開催概要

回（年月日）	テーマ
第1回 (H29. 6. 21)	児童相談所における児童虐待相談対応について
第2回 (H29. 8. 7)	児童相談所における非行相談対応について
第3回 (H29. 9. 6)	社会的養護について
第4回 (H29. 10. 5)	児童相談所における人材育成について
第5回 (H30. 1. 24)	一時保護所について
第6回 (H30. 7. 9)	児童相談所設置市事務（小児慢性特定疾病医療費助成、結核児童の療育給付、入院助産）
第7回 (H31. 1. 25)	児童相談所設置市事務（児童福祉審議会、被措置児童虐待）

「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」

1. 検討メンバー

- 【都側】・福祉保健局少子社会対策部計画課長、家庭支援課長、育成支援課長
・児童相談センター次長、児童福祉相談担当課長
・福祉保健局総務部区市町村連絡調整担当課長
- 【区側】・港区、新宿区、荒川区、世田谷区、中野区、江戸川区の児童相談所開設準備担当の課長級（平成32年度及び平成33年4月開設予定の区）
・特別区長会事務局制度担当課長

※ 上記に加え、検討課題に応じて関係部署の課長級が参加

2. 検討事項

（1）入所施設に関すること

- ◇児童養護施設・乳児院（入所枠の設定、割愛、入所状況の共有、都立児童養護施設の取扱いなど）
- ◇児童自立支援施設（都への委託方法、入所手続など）
- ◇自立援助ホーム（入所枠の設定、入所状況の共有など）
- ◇障害児施設（入所手続など）
- ◇措置費等（都区間の負担方法、施設への支払方法、都単独加算の取扱いなど）

（2）里親に関すること

- ◇相互委託（里親・委託予定児童情報の共有、親担当・子担当の役割分担、委託の手続・ルール、委託費など）
- ◇里親転居時の取扱い（簡易な認定手続きなど）

（3）一時保護所に関すること

- ◇相互利用（実施の可否、実施する場合の入所調整・費用負担など）

（4）その他、検討が必要な事項

3. 開催概要

回（年月）	検討事項等
第1回 (H30. 5)	○検討事項等の確認 ○東京都との協議事項に関する特別区の考え方等について説明
第2回 (H30. 7)	○入所施設について検討
第3回 (H30. 8)	○入所施設について検討 ○里親について検討
第4回 (H30. 10)	○入所施設について検討 ○里親について検討
第5回 (H30. 12)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
第6回 (H31. 3)	○入所施設について検討 ○里親について検討 ○一時保護所について検討
第7回 (R1. 5)	○入所施設について検討 ○里親について検討

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

資料 3

(令和元年6月19日成立)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の前段は児童虐待の防止等に関する法律、①の後段・③・④は児童福祉法、②・⑤は改正法附則】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ④ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

- (1) 児童相談所の体制強化等【①・⑦・⑧は児童虐待の防止等に関する法律、②・③・⑤・⑥は児童福祉法、④・⑨・⑩は改正法附則】
 - ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
 - ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
 - ③ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
 - ④ 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
 - ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
 - ⑥ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
 - ⑦ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
 - ⑧ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。
 - ⑨ 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑩ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後１年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(２) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

② 政府は、施行後５年間を目的に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。

③ 政府は、施行後５年を目的に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(３) 関係機関間の連携強化

【①・②・③の前段・⑤は児童虐待の防止等に関する法律、③の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、④は児童福祉法】
① 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。

② 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。

③ ＤＶ対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はＤＶ被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

④ 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。

⑤ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。

３．検討規定その他所要の規定の整備

① 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後１年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

② 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後５年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

③ 通報の対象となるＤＶの形態及び保護命令の申立をすることができるＤＶ被害者の範囲の拡大、ＤＶ被害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後３年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

④ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和２年４月１日(２(１)⑨及び３(３)については公布日、２(１)②及び⑤の①は令和４年４月１日、２(２)①は令和５年４月１日。)